

## 財政健全化のこれまでの取り組みについて

## 1 これまでの取り組み

以下の取り組みをはじめ人件費の削減、事務事業の見直し、歳入の確保等の様々な取り組みを行ってきました。

○表1 これまでの主な取り組み（概ねここ5年程度）

項目	内容
人件費の削減	正規職員数の削減及び職員給与の適正化 平成26年4月1日時点での正規職員数は1,955人となり、平成14年度の2,531人から576人削減したほか、給与水準の引き下げ、地域手当の引き下げ、特殊勤務手当の見直し等職員給与の適正化を行い、再任用職員や任期付職員を含めた総人件費は、平成25年度では202億円となり、平成14年度の242億円に比べて40億円減少した。
民間活力の導入	市営バス路線の民間移譲 市営バスの営業を終了し、路線を民間事業者に移譲した。
	指定管理者制度の導入 市民会館、図書館、文化博物館など29施設に指定管理者制度を順次、導入した。
	民間委託の推進 給食調理業務、ごみ収集・焼却業務、浄水場・下水処理場運転等業務、道路維持補修業務などにおいて民間委託を導入、拡大した。
事務事業の見直し	給付事業の見直し 一律型給付から具体的な生活や活動の支援に重点を置いていくため、障害者福祉金の廃止、母子福祉金の廃止、敬老金支給事業の見直し、敬老優待乗車証事業の見直し等を実施した。
	補助金の見直し 補助金、助成金について、全般的な検証を行い、廃止や補助額の20%～50%削減など、72事業の見直しを実施した。
施設の見直し	魚住清掃工場の廃止 二見浄化センターに、し尿等直接投入施設を建設し、魚住清掃工場を閉鎖した。
外郭団体等の見直し	土地開発公社の解散 債務超過の状況が続いており、将来的に市の財政を圧迫することが懸念されることから、将来に負担を先送りしないよう、土地開発公社を解散した。
	市民病院の地方独立行政法人への移行 地域医療の中核を担う市民病院が、医師の確保をはじめとするさまざまな重要課題に柔軟かつ迅速に対応するため、地方独立行政法人による運営に移行した。
歳入の確保	減免制度の見直し 個人住民税の減免適用条件ごとの減額率の見直し、下水道使用料の生活保護世帯に対する減免の見直しを行った。
	市税及び各種料金等の収納率向上 債権管理課を設置し、市税をはじめとする未収金対策等を強化するとともに、コンビニ収納など納付方法を多様化し、市税及び各種料金等の収納率の向上を図った。
	各種料金等の改定 国民健康保険料、介護保険料、水道料金、下水道使用料をはじめ各種料金等について、受益と負担の均衡を図るため改定した。
	前納報奨金制度の廃止 市税及び国民健康保険料の前納報奨金制度を廃止した。
	公有地の売却 行政財産として使用しなくなった土地について、順次、売却した。
	余剰電力の売却等 明石クリーンセンターにおける余剰電力の売却やメガソーラーの設置に向けた取り組みなど、環境負荷の低減を図りつつ、歳入の確保につながる取り組みを行った。
	広告収入等の確保 市役所本庁舎及び3市民センターにおける広告モニターの設置、自動販売機の設置業者の公募、窓口持ち帰り用封筒への広告掲載などの取り組みを行った。

## 2 平成 25 年度の取り組み

市に裁量のある事業（ソフト事業）の見直しに取り組み、財政健全化推進協議会における市議会との協議や、市民との意見交換会、関係団体との協議等を通じて得たご意見を勘案して、54 事業の見直しを行い、平成 26 年度当初予算において約 8,000 万円の効果をあげました。

また、その他の全ての事業についても、予算編成を通じて経費削減等を行うとともに、市税等の収入の増などの効果により、昨年 6 月に公表した収支見込みでは約 13 億円と見込んでいた平成 26 年度の収支不足額を約 8 億円圧縮し、約 5 億円としました。

施設配置の適正化に向けては、公共施設のあり方を考えていくための基礎資料として、明石市公共施設白書を作成したほか、施設配置の適正化検討対象施設として、14 種類の施設について、今後検討する内容を明らかにしました。

このほか、土地開発公社所有地を含め未活用地 55 箇所を売却し、約 8 億 2,300 万円の収入を確保しました。

○表 2 平成 25 年度の財政健全化の取り組みの流れ

時期	内容	
6/28	第 1 回財政健全化推進協議会	・財政健全化の取り組みについての説明 ・施設白書の骨子についての説明
8/2	第 2 回財政健全化推進協議会	・市に裁量のある事業について市の考える見直し案を提示 ・施設白書、【別紙 1】施設配置の適正化検討対象施設（14 施設）を公表し、協議
8/26	第 3 回財政健全化推進協議会	・事業見直し案（健康・福祉分野）についての協議（1 回目）
9/3	第 4 回財政健全化推進協議会	・事業見直し案（健康・福祉分野）についての協議（2 回目）
10/16	第 5 回財政健全化推進協議会	・事業見直し案（教育・文化分野及び産業・観光分野）についての協議
10/28	第 6 回財政健全化推進協議会	・事業見直し案（生活・環境分野、都市基盤整備分野、行政経営分野及びその他）についての協議
10/29 ） 11/3	市民との意見交換会（市内 6 箇所）	・財政健全化の取り組みについての説明 ・市に裁量のある事業について市の考える見直し案を提示し、意見交換 ・施設配置の適正化検討対象施設（14 施設）を提示し、意見交換
1/14	第 7 回財政健全化推進協議会	・平成 25 年度の財政健全化の取り組み状況についての報告 ・【別紙 2・3】市に裁量のある事業見直し内容についての報告
2/17	第 8 回財政健全化推進協議会	・財政健全化の今後の取り組みについて提示し、協議

※関係団体との協議については、8 月以降、随時実施